

子育てボランティアの募集&講座の開催

町では、0歳から3歳くらいまでの親子が参加する「遊びのひろば」などと一緒に遊んだり、見守りをしていた
 だく、「子育てボランティア」を募集しています。

募集にあたり、「子育てボランティア」の基礎知識を学ぶための講座を次のとおり開催します。講座を受講し、
 お手伝いいただける方の応募をお待ちしています。

【対 象】 子育てに関心があり、子育てボランティアとして町内の子育て支援事業で活動いただける方

【受講料】 無料 【申し込み期限】 6月28日（金） *全日程の受講ができなくてもお申し込みいただけます。

	と き	と こ ろ	内 容
第1回	7月8日（月） 10：00～12：00	保健センター ホール （河原一丁目1番地） ☎ 0748-53-2524	開講式（オリエンテーション） 参加者交流 ○ボランティア活動とは？ ○子どもの育ち・大人の務め ○子どもが喜ぶ手遊びやふれあい遊びと絵本の読み聞かせ
第2回	7月18日（木） 9：30～11：30	つどいのひろば 『ぼけっと』 （河原一丁目1番地）	○ボランティア体験「赤ちゃんと遊ぼう！」 7/18（木）『ぼけっと』スタンプ遊び 7/26（金） 親子運動ひろば 運動遊び *いずれか一日以上、参加してください。
	7月26日（金） 10：00～11：30	日野公民館多目的ホール （中道2丁目12番地） ☎ 0748-52-0016	
第3回	7月31日（水） 10：00～12：00	保健センター ホール （河原一丁目1番地）	○ファミリーサポートセンターについて ○子どもの健やかな成長を見守るために ○日野町の子育て支援事業について 閉講式（ボランティア登録）

*申し込み用紙付きチラシは、組回覧しています。また、社会福祉協議会、シルバー人材センター、保健センター、
 つどいのひろば『ぼけっと』、各公民館、図書館、子ども支援課に設置しています。町ホームページからもダウ
 ンロード可能です。電話・FAXでの受付も可能です。



◆申し込み・問い合わせ先 日野町子育て支援チーム（事務局 子ども支援課）
 ☎ 0748-52-6583 FAX 0748-52-0089



はたち「二十歳のつどい」をふるさと日野町で

町では、20歳の節目をお祝いするため、
 「二十歳のつどい」を開催します。ぜひ
 ご参加ください。

【と き】 令和7年1月12日（日）
 10時30分 開式

【ところ】 わたむきホール虹 大ホール

【対象者】 平成16年4月2日～
 平成17年4月1日生まれの方

ふるさとで「二十歳のつどい」に参加しよう

町外に転出された方で、日野町の「二十歳のつどい」への参加を希望される方は、生涯学習課までお申し込みください。

実行委員を募集します

町では、20歳になる皆さん
 自らが企画・運営する形で式典
 を開催します。

自分たちの手で思い出に残る式典をつくってみませんか。
 一生に一度の式典をコーディネートしてみよう！という
 方を募集します。

【募集人員】 15名程度（各公民館単位で男女各1名程度）
 【募集期間】 9月30日（月）まで
 【応募方法】 生涯学習課までご連絡ください。



◆申し込み・問い合わせ先 教育委員会事務局 生涯学習課 ☎ 0748-52-6566

統計調査員を募集しています

統計調査は、国や地域の社会経済の動きや国民生活の実態を知るために、欠かせない指標となります。

そのため、国勢調査をはじめとしたさまざまな統計調査が行われ、それらの調査の第一線で活躍していただくのが「統計調査員」です。

町では、統計調査員としてご協力いただける方を随時募集しています。

調査員の仕事

調査票の配布や回収、回収した調査票の点検や整理などをしていただきます。

登録していただける方

1. 次の1〜5をすべて満たす方
2. 満20歳以上の方
3. 責任を持って調査事務を遂行できる方
4. 守秘義務を守る方
5. 警察・税務・選挙業務等に直接関係のない方
6. 暴力団員でない方、暴力団員と密接な関わりがない方

調査員になるには？

登録申請書を役場3階企画振興課に提出していただき、登録について審査します。詳細はお問い合わせください。

調査の報酬

統計調査ごとに定められた報酬が支払われます。調査の内容や受け持ちの件数によって異なりますが、おおむね2万円〜6万円です。

調査の案内

調査を実施する1、2か月前に町からご案内します。
「ご自身の都合に合わせて、調査業務に従事するかを選びいただけますので、空いた時間を有効活用して調査を行っていただけます。」

統計調査員の身分

統計調査員は、総務大臣や県知事から調査ごとに任命される非常勤の公務員となり、守秘義務が課せられます。なお、調査活動中に災害にあった場合は、公務災害補償が適用されます。

◆問い合わせ先

企画振興課

企画人権担当

☎0748-52-6552

情報公開制度・個人情報保護制度

令和5年度の運用状況を

お知らせします

令和6年4月1日現在、町では82、069件の公文書を所有しています。

日野町情報公開条例と日野町個人情報保護法施行条例の定めにより、1年間の運用状況をお知らせします。

情報公開制度とは

平成12年4月施行の日野町情報公開条例に基づき、より開かれた町政をめざし、町民の皆さんからの請求に応じて公文書を公開する制度です。

情報公開の請求件数

5件

公文書の公開を決定した件数（部分公開を含む）

4件

非公開を決定した件数（請求された公文書が存在を含む）

1件

個人情報保護制度とは

個人情報の保護に関する法律に基づき、町が所有する町民の皆さんの個人情報について自分の情報を見たり訂正したりする権利などを保障し、プライバシーをより一層保護し公正で信頼されるまちづくりを進めるための制度です。

個人情報ファイル簿……………299件
個人情報（自己情報）の開示請求等……………0件



◆問い合わせ先

企画振興課

秘書広報担当

☎0748-52-6550